

Collins v. Virginia, 584 U.S. ___, 138 S.Ct. 1663 (2018)

山田峻悠*

住宅付属地（curtilage）に駐車してある車両を捜索するために、警察官が許可を得ずかつ無令状でその住宅付属地に侵入することは、第4修正上の「自動車の例外」法理によっては許されないと判示された事例。

《事実の概要》

警察官 McCall 及び Rhodes は、オレンジ色と黒色で塗装された改造オートバイによる2件の交通法規違反の捜査に従事していた。捜査の結果、当該オートバイが盗難車であると思料され、また、本件申請人 Collins がこれを所有していることが明らかになった。Rhodes は、Collins の Facebook のプロフィール上に、ある住居の私道に駐車された当該オートバイの写真を発見したため、その住居の住所を特定し、警察車両で向かった。また、この住居には Collins の恋人が居住しており、Collins は週に数回この住居で過ごしていた。

住居前の公道上から Rhodes は、白い保護カバーを掛けられ、Facebook 上の写真と同じような位置関係で駐車されている、当該オートバイと思われるものを見つけた。Rhodes は、令状を入手していなかったが、オートバイが駐車してある私道まで立ち入り、白い保護カバーをはずし、オートバイを確認した。その結果、交通法規違反のオートバイと外観が同じであり、車両認識番号も盗難車のも的一致したため、Collins が帰宅するのを待って彼を逮捕した。

公判において Collins は、Rhodes が住宅付属地に無令状で侵入したこと

* 嘱託研究所員・首都大学東京法学部助教

が第4修正に違反すると主張し、証拠排除申立てを行ったが、公判裁判所はこの申立てを退けCollinsに有罪判決を下した。ヴァージニア州 Court of Appeals は、本件では緊急性を示す複数の事情があることを理由として公判裁判所の判断を確認した。

ヴァージニア州 Supreme Court は同判断を確認したが、その理由づけは Court of Appeals とは異なり、Rhodes はオートバイが盗品であると疑うに足る相当な理由を有していたのであるから、自動車の例外 (automobile exception) により本件無令状捜索は第4修正上許容されるというものであった。

合衆国最高裁判所により、サーシオレイライが認容された。

《判旨・法廷意見》

破棄・差戻し

1. ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見

1 本件では、「自動車の例外」と「住宅付属地 (curtilage) への第4修正上の保護の拡張」という二つの第4修正上の法理論が交錯する問題が生じている。

A(1) 当法廷は、官憲が捜索を行うための相当な理由 (probable cause) を有している場合、自動車の捜索は無令状でも第4修正上合理的といえる場合があると判示し、いわゆる自動車の例外 (automobile exception) を認めてきた。この自動車の例外を正当化するに当たって、当法廷は①自動車は、住居とは異なり、可動性が高いこと (ready mobility)、②自動車は、定期検査や運転免許制度のような、政府による広範囲かつ継続的な規制を受けること、を論拠としてあげてきた (Carroll v. United States, 267 U.S. 132 (1925); South Dakota v. Opperman, 428 U.S. 364 (1976))。これら正当化根拠が認められる場合、官憲は、捜索を行うための相当な理由を有していれば、無令状で自動車を捜索することが許容されるのである。

(2) 同様に、当法廷は住宅付属地に対して第4修正上の保護が及ぶことを基本的原則としてきた。第4修正の中核は住居の保護にあるが、この権

利の保護を充実させるために、当法廷は、住宅付属地、すなわち、住宅と隣接する領域を第4修正上の「住居」の一部とし、プライバシーの期待が最も高い領域であると捉えてきた。したがって、住宅付属地への無令状での物理的な侵入は、令状を欠く場合には第4修正上不合理であると推定されることになる。

B(1) 本件において住居の私道は、当該住居前の芝生を縦断し、住居の側面部分まで続いていた。そして、Collinsがオートバイを駐車していた私道部分は、住居の側面と接する部分であり、勝手口から住居と私道が行き来できるようになっているとともに、それ以外の他の2面は自動車の高さ程度のレンガの壁で覆われていた。したがって、ここは住宅に隣接する領域もしくは住居内の活動が拡張して行われる領域に当たり、住宅付属地となる。そうすると、Rhodesは、Collinsの住居の住宅付属地に物理的に侵入してオートバイを捜索することにより、Collinsがオートバイに関して有する第4修正上の利益だけではなく、住宅付属地に関して有する第4修正上の利益も侵害していることになる。問題は、自動車の例外がこの住宅付属地に対する侵害を正当化するか否かである。

(2) 住居の居間にオートバイがあるのが公道上から窓越しに見えるという事例を想定してみると、この場合に、たとえこのオートバイが交通法規違反に用いられたと疑うに足りる相当な理由があったとしても、警察官が無令状で住居に立ち入ってオートバイを捜索することは許されないはずであるが、それは、自動車の例外を、自動車それ自体を超えて自動車の周りの領域へ拡張して適用することができないためである。官憲が、自動車に接近するために住居若しくは住宅付属地に無令状で侵入することを認める先例は存在せず、このように自動車の例外の適用範囲を拡張することは、住居や住宅付属地に付される第4修正上の保護を害し、自動車の例外を支える根拠によっても正当化されない。

当法廷はこれまで、自動車の例外以外の他の令状要件の例外についても、住居の無令状捜索を認めるように拡張することを否定してきた。例えば、ブレインビュー法理に基づき負罪証拠を無令状で差し押さえるに当た

っては、官憲はこの差押の対象物に合法的に接近する権利を有していることが求められる、と判示している (*Horton v. California*, 496 U.S. 128, 136-137 (1990))。同様に、住居での逮捕は、被疑者の行動の自由を侵害するだけではなく、住居という聖域への侵害行為にも当たることを理由に、逮捕を行うために住居へ立ち入るには、官憲が逮捕を行うための相当理由を有しているだけでなく、逮捕令状が必要である、と判示している (*Payton v. New York*, 445 U.S. 573, 587-590(1980))。

同じように、本件においても警察官は、車両を搜索するためにその車両に合法的に接近する権利を有していなければならないが、自動車の例外は、住居とは異なる車両というものの独特の性質に特化して認められたものなので、住居もしくは住宅付属地に関する第4修正上の別個の、かつ、重大な利益への侵害を正当化するものではない。自動車の例外を認める理論構成では、車両に関して個人が有する第4修正上の利益への侵害と、車両を緊急搜索することに見いだされる政府側の利益との衡量のみが行われていて、個人が住居もしくは住宅付属地に対して有している別個のプライバシーの利益は考慮されていないのである。

2A ヴァージニア州は、当法廷の先例によれば、場所の如何に拘わらず自動車に対する無令状の搜索は典型的に許容されると主張し、とりわけ二つの先例 (*Scher v. United States*, 305 U.S. 251 (1938); *Pennsylvania v. Labron*, 518 U.S. 938 (1996)) をあげる。しかし、これら先例は、自動車の例外によって官憲が住宅もしくは住宅付属地に無令状で立ち入ることを認める一般原則を確立したのではなく、また、本件とは事実関係も異なるものであるから、本件を規律するものではない。

B ヴァージニア州は、個々の事件の事情に応じて住宅付属地に当たるか否かを判断するよう官憲に求めると、必要以上に問題が複雑になるので、自動車の例外によって、住居や、例えば住宅付属地内にあるガレージのような、囲いのある建造物に限って無令状で侵入することを許されないとする明確な原則 (*blight line rule*) を採用すべきであると主張する。

とはいえ、住宅付属地に関する先例の下、官憲は既に法執行に当たって

当該領域が住宅付属地に当たるか否かという判断を日常的に行っているが、このような実務が運用の困難なものであるという論拠をヴァージニア州は示していない。さらに、例えば、ある種の住宅付属地は、ある目的の場合には第4修正上の保護を受けるが、それ以外の目的では第4修正上の保護を受けられないとすれば、より大きな混乱を招くことになるだろう。加えて、このヴァージニア州の主張は、可視性（visibility）と憲法上の保護の有無に関する誤った理解を前提としている。合法的に立ち入ることができる領域から住宅付属地の中を観察することが許されていることと、他の手段では得ることができない情報を入手しようとの搜索目的でその住宅付属地に無令状で侵入できる権利があることは同じものではないのである。最後に、ヴァージニア州の主張は、ガレージを建てられるような金銭的余裕のある者のみに第4修正上の保護を与え、そうでない者からは憲法上の保護を受ける権利を剥奪することになる。

3 以上の理由から、住居もしくは住宅付属地に置いてある車両を搜索するために、その住居もしくは住宅付属地に無令状で侵入することは、自動車の例外によっては許されないと当法廷は結論づける。ヴァージニア州 Supreme Court の判断を破棄し、差し戻す。

2. トーマス裁判官の結論賛成意見

私は、当法廷の先例が排除法則を州に適用するように求めている点に賛同できない。当法廷の先例で排除法則は裁判所が創り出した救済策であるとされてきたが、合衆国憲法それ自体からの要請でもない排除法則を、州に対して強要する論拠は極めて疑わしいものであると考える。

3. アリトー裁判官の反対意見

本件の無令状搜索を第4修正上不合理であるとした法廷意見の判断は誤りであり、第4修正上の原理を誤解したものである。

官憲が相当な理由を有している限り、公道上で車両を搜索するために令状は必要ないということが確立しているが、本件では、公道上から数フィ

ート奥にある私道にブレインビューの状態で自動車を駐車している場合に同様のルールを適用できない理由があるかが問われている。

この争点を検討するに当たっては、自動車の例外を認める根拠が本件の状況において当てはまるのか否かを問うべきである。私道に駐車している場合でも車両の可動性が失われるわけではない。また、Rhodes がほんの少し私道の方へ立ち入ったことで、Collins らの財産が損害を受けたわけではなく、さらに、公道から見えないものを住宅付属地内で見たわけでもないのでプライバシーの利益が侵害されてもいない。したがって、本件においても自動車の例外が適用されるべきである。

本件において、法廷意見は、他の令状要件の例外に関する当法廷の先例と反するような方法で、住宅付属地という概念を用いた。例えば、官憲が、居住施設の中の人を援助する緊急の必要性があると思料することが合理的である場合 (*Brigham City v. Stuart*, 547 U.S. 398 (2006)) や、官憲が、居住施設にいる者が証拠を破壊する虞れがあると思料することが合理的である場合 (*Kentucky v. King*, 563 U.S. 452 (2011)) には、官憲は令状を入手することなく、住宅付属地を横切り、その建物内に立ち入ることができた。これら二つの状況において、当法廷は、緊急状況によって無令状での捜索が許容できるほどその法執行の必要性が高まっていたか否かを検討してきた。当法廷はこれまで、住宅付属地を横切するためには別途令状を必要とするという判断を行っておらず、本件において異なるルールを採用する必要性も見いだせない。これら二つの例外が、その事件の具体的な状況に照らして令状の入手が実際上可能か否かを問題としていたからといって、本件でも緊急状況の有無を事案に照らして判断すべきとの結論には必ずしもならない。自動車の例外は車両の可動性を理由とした典型的な例外であり、当法廷の先例は、別途、緊急性があるか否かを検討することがないとしている (*Maryland v. Dyson*, 527 U.S. 465 (1999))。本件で緊急性に関して検討を行うよう求めることは第4修正の法理を大きく修正することになる。

もっとも、このことは、自動車がどこにあらうとも、官憲が自動車を捜

索するための相当な理由を有している場合には令状を入手する必要はないということの意味するものではない。搜索される車両が私的財産内に置かれている場合には、個々の事件においてプライバシーの侵害の程度を考慮していくべきだと考える。

《解説》

1. 本件¹⁾は、住宅付属地に駐車してあるオートバイを搜索するために警察官が、許可を得ずかつ無令状でその住宅付属地に侵入する行為が、いわゆる自動車の例外法理によって、第4修正上許容できるものとなるかが争われた事例である。本件法廷意見は、①オートバイを搜索するために住宅付属地に侵入することで、警察官らはオートバイに関して Collins が有する第4修正上の利益だけではなく、住宅付属地に関して Collins が有する第4修正上の利益も侵害している、②自動車の例外法理の正当化根拠は住宅付属地に関する第4修正上の利益には当てはまらず、自動車の例外法理は住宅付属地への立入りを正当化できない、という理由づけを行い、否定の立場に立った。

2. (1) 第4修正は、第1文で不合理な搜索・押収を禁止し、第2文では一般令状を禁止するのみで、明文上は、令状要件を搜索・押収の基本原則としているとはいえない。とはいえ、合衆国最高裁判所は、搜索・押収の第4修正上の合理性を判断するに当たって令状の有無を重視するようになり、とりわけ、住居の搜索に関しては事前に令状を入手することを原則的に求めてきた²⁾。

一方で、合衆国最高裁判所はこの令状要件の例外の一つとして、「自動車の例外 (automobile exception) 」³⁾を認めてきた。自動車の例外を初めて

1) Collins の紹介・解説として、洲見光男「令状要件の例外の及ぶ範囲」法学新報125巻11・12号503、509頁（2019年）参照。

2) Chimel v. California, 395 U.S. 752 (1969); Katz v. United States, 389 U.S. 347 (1967).

3) 自動車の例外法理に関しては、洲見・前掲注1)、香川喜八朗「自動車に対す

認めた *Carroll* (*Carroll v. United States*, 267 U.S. 132 (1925)) では、ある車両によって密造酒が運搬されていると思料するに足りる相当な理由を有していた官憲が、当該車両を停止させ、無令状で捜索を行ったことの第4修正違反の有無が問題となった。合衆国最高裁判所は、車両が可動性を有していることから、車両の捜索の場合と住居の捜索の場合は区別されるべきとし、無令状での捜索を許容した。これ以降、官憲が捜索のための相当な理由を有している場合には車両を無令状で捜索することが認められるという「自動車の例外」法理が判例により確立した⁴⁾。

このような自動車の例外を支える正当化根拠として、合衆国最高裁判所は二つの論拠を示してきた。第一に、上述したような、自動車の可動性である⁵⁾。すなわち、車両は可動性が高く (*readily mobility*)、その場で無令状捜索・押収をしなければ証拠が散逸しうると考えられてきた。第二に、自動車のプライバシーの期待の程度が住居等に比べ低いことである。すなわち、①車両は、その乗員と荷物が現認できる状態で公道を走行している⁶⁾、②自動車は、住居とは異なり、定期検査と免許制度などの広範囲に及ぶ政府の規制を受けている⁷⁾という理由に基づき、自動車に対するプライバシーの期待の程度は比較的小さいものと解されてきた。

そして、この自動車の例外を適用するに当たって、事案ごとに緊急性の

る無令状捜索・押収 (1)(2)」法学新報94巻11・12号1頁、法学新報95巻1・2号1頁(1988年)等参照。

- 4) *Carroll v. United States*, 267 U.S. 132 (1925); *United States v. Ross*, 456 U.S. 798 (1982); *California v. Carney*, 471 U.S. 386 (1985); *New York v. Class*, 475 U.S. 106 (1986); *California v. Acevedo*, 500 U.S. 565 (1991)。なお、*Ross*については、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅳ』(中央大学出版部、2012年)373頁(香川喜八朗担当)、*Carney*については、同書415頁(前島充祐担当)参照。*Class*については、椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅵ』(中央大学出版部、2018年)333頁(堤和通担当)、*Acevedo*については、同書343頁(中野目善則担当)参照。
- 5) *Chambers v. Maroney*, 399 U.S. 42 (1970)。
- 6) *Cardwell v. Lewis*, 417 U.S. 583, 590 (1974)。
- 7) *South Dakota v. Opperman*, 428 U.S. 364, 368 (1976)。

判断を行う必要はないと考えられてきた⁸⁾。というのも、可動性の高さという車両固有の性質から、自動車には典型的に緊急性が認められると考えられてきたからである。

(2) 第4修正は「住居、身体、書類、所持品」に対する不合理な搜索・押収を禁止しているが、合衆国最高裁判所は、この中で「住居」を第4修正による保護の中核であると解してきた⁹⁾。そして、この住居の保護を充実させるために、住居と隣接する領域を「住宅付属地(curtilage)」とし、住居の一部として手厚い保護を与えてきた。すなわち、合衆国最高裁判所によれば、住宅付属地は、個人の住居という聖域及び生活のプライバシーを連想させる親密な活動が行われる場所であり、住宅付属地を保護することは、住居に隣接する領域における家族及び個人のプライバシーを保護するに当たり¹⁰⁾、住宅付属地は住居と同等の保護を受けるものとして捉えられてきたのである。

(3) 住居への立入りに関して、合衆国最高裁判所は、個別的に緊急性が認められる状況を除き、令状要件の例外を認めることに消極的な態度を示してきた。例えば、本件法廷意見も例示した *Payton* (*Payton v. New York*, 445 U.S. 573 (1980))¹¹⁾ では、重罪について被疑者を住居外で公然と(in public place) 逮捕する場合には無令状で逮捕できることが判例上認められているにも拘わらず、被疑者をその自宅に立ち入って逮捕する場合には、緊急状況にない限り逮捕令状が第4修正上要件となる、と判示された。この際、法廷意見は、被疑者の逮捕目的での住居への立入りでも、証拠の搜索の場合と同様のプライバシー侵害を惹起しうることから、令状

8) *Maryland v. Dyson*, 527 U.S. 465, 466-467 (1999) (Per Curiam).

9) *Florida v. Jardines*, 569 U.S. 1, 6 (2013).

10) *Oliver v. United States*, 466 U.S. 170, 180 (1984); *California v. Ciraolo*, 476 U.S. 207, 212-213 (1986). なお、*Oliver* に関しては、渥美・前掲注4)、435頁(安富潔担当)、*Ciraolo* に関しては、渥美・前掲注4)、439頁(安富潔担当)を参照。

11) *Payton* の紹介・解説として、渥美・前掲注4)、128頁(香川喜八朗担当)参照。

の入手が必要であると理由づけている。さらに、*Payton* の後、官憲が被疑者以外の第三者の住居へ立ち入って被疑者を逮捕した *Steagald* (*Steagald v. United States*, 451 U.S. 204 (1981))¹²⁾ では、被疑者の逮捕令状を入手しているだけでは不十分であり、第三者宅に立ち入って被疑者を捜索するための実体要件、すなわち被疑者が第三者宅に所在すると疑うに足りる相当な理由と捜索令状も併せて要件となると判示された。官憲の立入りは第三者の住居のプライバシーの期待に干渉するものであるが、被疑者の逮捕令状の発付の過程においては、その第三者の住居のプライバシーの期待は考慮に入れられていないことから、第三者の住居へ立ち入るためには別途第三者の住居に対する捜索令状が必要であると判示されている¹³⁾。

これまで自動車の例外が争点とされてきた事例では、いずれも公道のような私的領域の外で自動車の捜索が行われたことを前提として判断がなされてきた。したがって、自動車の例外によって、自動車を捜索するために、住居ないし住宅付属地に無令状で立ち入ることができるか否かに関してこれまで合衆国最高裁判所が判断を示したことはなく、また、下級裁判所の間では、この点について判断が分かれていた¹⁴⁾。

12) *Steagald* の紹介・解説として、渥美・前掲注4)、141頁(柳川重規担当)、酒井安行・判例タイムズ498号54頁(1983年)参照。

13) このように、住居に立ち入って被疑者を逮捕する場合、被疑者の挙動の自由が逮捕によって制限されるだけでなく、当該住居のプライバシーも干渉を受けるので、逮捕の効力により住居への立入りが許されるとしても、違法逮捕により住居のプライバシーが不当に侵害されることのないように、逮捕の実体要件が備わっていることを確実なものにする必要があることから、逮捕令状を要件とし、さらに、被疑者が当該住居に所在しないにも拘わらず逮捕目的での立入りが行われないうように、被疑者が当該住居に所在するとの相当な理由と捜索令状の入手が第4修正上の要件とされているのである。なお、被疑者をその自宅で逮捕する場合に、捜索の実体要件と令状捜索の入手が要件とされていないのは、自宅には被疑者が所在する蓋然性が一般的に高いという理由によるものと思われる。

14) 肯定的な裁判例として、*United States v. Hines*, 449 F. 3d 808, 810-15 (7th Cir. 2006); *United States v. Blaylock*, 535 F. 3d 922, 926-27 (8th Cir. 2008); *United*

3. 本件において警察官らは、Collins のオートバイを捜索する相当な理由を有していることから、自動車の例外がオートバイの捜索には適用され、また、本件私道が住宅付属地に当たるということに争いはない。本件争点は、「自動車の例外」によって、無令状で住宅付属地に立ち入って捜索を行うことが正当化できるかという点である。

この点、法廷意見は、まず本件オートバイの無令状捜索によって、オートバイに関する第4修正上の利益と住宅付属地に関する第4修正上の利益という二つの第4修正上の利益に警察官が干渉したことになるとした。そして、自動車の例外を正当化するために、自動車に関して個人が有する第4修正上の利益への侵害と、自動車を緊急捜索することに見いだされる政府側の利益との利益衡量がなされているが、ここでは、住宅付属地に対して有する利益は考慮されていないから、住宅付属地への侵入は自動車の例外によって正当化できず、それゆえ、本件無令状捜索での私道への立入りは自動車の例外とは別の正当化根拠が必要であると結論づけた。

これに対して、反対意見は、本件オートバイの捜索に伴うプライバシーの期待の侵害に着目し、私道上に駐車されていたとしても、自動車の可動性が失われるわけではないこと、住宅付属地に立ち入ったことで被疑者らの財産権やプライバシーの利益が害されるわけではないことを理由として、自動車の例外を支える正当化根拠が本件にも認められるとし、自動車の例外が適用され、本件無令状でのオートバイの捜索は第4修正上合理的なものであったと結論付けている。

このような法廷意見と反対意見の相違は以下の2点に整理できると思われる。第一に、反対意見は、財産権侵害やプライバシー侵害がないことから、住宅付属地への立入りそれ自体によって権利侵害が生じていないと解している。これに対して、法廷意見は、トレスパス論に基づき、住

States v. Hatley, 15 F. 3d 856, 859 (9th Cir. 1994) を参照。また、否定的な裁判例として、United States v. Fields, 456 F. 3d 519, 524–25 (5th Cir. 2006); United States v. Beene, 818 F. 3d 157, 163–165 (5th Cir. 2016); United States v. DeJear, 552 F. 3d 1196, 1202 (10th Cir. 2009) を参照。

宅付属地という財産権が保障されている領域に物理的に侵入したことをもって、第4修正上の権利侵害を認めている。近年、第4修正上の「搜索」に当たるか否かを判断するにあたってトレスパス（不法侵入）論が放棄されていないことが *Jones*¹⁵⁾ (United States v. Jones, 565 U.S. 400 (2012)) 及び *Jardines* (Florida v. Jardines, 569 U.S. 1 (2013))¹⁶⁾ で確認されており、法廷意見はこの流れに沿ったものであると考えられる¹⁷⁾。反対意見は、本件で住宅付属地の内部は公道上から視認できる状況にあるので、立入りにより住宅付属地のプライバシーの侵害は生じていないし、また、これにより、住宅付属地内の財産権侵害も生じていないと考えているようであるが、法廷意見は、住宅付属地にトレスパスが行われ、望まない者による侵入を受けたことで財産権侵害が生じていると考えているようである。法廷意見と反対意見が対立している要因の一つは、この点についての見解の相違にあるように思われる。

第二に、反対意見は、自動車の例外では自動車の可動性の高さから典型的に緊急性が認められ、個々の事案での緊急性の判断は必要ないとされてきたことに着目し、自動車の例外の適用の判断に当たっては常に緊急性があることを前提に判断するべきだという見解を取っている。これに対して、法廷意見は、住宅付属地という車両とは別の利益への干渉を伴う点に着目し、緊急性判断をより慎重に行うべきとの立場から、個別具体的な判断を行うべきだとの見解に立っている。

第二の点につき本件法廷意見が示したように、従来、緊急性が典型的に認められるとして令状要件を不要としつつ、搜索が関連する権利・利益の

15) *Jones* については、米国刑事法研究会（代表 渥美東洋）・米国刑事判例の調査研究 (135) (真島知子担当) 比較法雑誌47巻1号219頁 (2013年)、緑大輔・アメリカ法 [2013-2] 356頁 (2014年)、大野正博・朝日法学論集46巻199頁 (2014年) 等参照。

16) *Jardines* については、藤井樹也・アメリカ法 [2014-2] 419頁 (2015年)、滝谷英幸・比較法学48巻2号97頁 (2014年) 参照。

17) 洲見・前掲注1), 523頁 注38参照。

重要性に着目して、個々の事案ごとに緊急性を判断することが必要だとする見解は、逮捕に伴う捜索の領域でも取られているように思われる。例えば、携帯電話内の情報の捜索に関する *Riley* (*Riley v. California*, 573 U.S. 373 (2014))¹⁸⁾ では、携帯電話内に保管された大量の情報のプライバシーの重要性に鑑み、逮捕に伴い無令状で捜索が典型的に許容されるとしてきた従来の利益衡量では、携帯電話内の情報の捜索を正当化できないことから、別途、個別的に緊急性を検討するように求めている。

なお、本件事案のように、運転者が車両の近くにいない場合には、当該車両がその場を離れる危険性は差し迫ったものではないといえるが、他方で、運転者が所領の近くにいる場合には、本件の法廷意見によっても緊急性が認められ、たとえ車両が住宅付属地内に駐車されていたとしても、無令状捜索が許されるように思われる。さらに、車両が住宅付属地から出てくれば、「自動車の例外」によって無令状捜索が許されることになるので、法廷意見のような考え方を採ったとしても、捜査に大きな障害がもたらされることはないように思われる。

4. 以上のように、本件は、自動車の例外によって住宅付属地へ無令状で侵入することは許容できないことを示した事例であった。本件法廷意見の判断は住宅付属地に付される第4修正の保護を維持したものとして、評釈の中では好意的な見方が多い¹⁹⁾。とはいえ、*Collins* 以後に下された下

18) *Riley* の紹介・解説として、柳川重規「逮捕に伴う捜索・押収の法理と携帯電話内データの捜索」法学新報121巻11・12号527頁(2015年)、緑大輔「逮捕に伴う電子機器の内容確認と法的規律」一橋法学15巻2号673頁(2016年)、伊藤徳子「逮捕に伴う無令状捜索・押収」大学院研究年報法学研究科編46巻473頁(2017年)、小早川義則・名城ロースクールレビュー37号119頁(2016年)、森本直子・比較法学49巻2号335頁(2015年)、池亀尚之・アメリカ法[2015-1]144頁(2015年)等参照。

19) See, e.g., Brook L. Messina, *Constitutional Law — Fourth Amendment: Fourth Amendment’s Automobile Exception Does Not Permit A Warrantless Police Officer to Search a Vehicle Located inside a Home’s Curtilage*. *Collins v. Virginia*, 138 S. Ct. 1663 (2018), 49 Cumb. L. Rev. 239, 248-49 (2018-2019).

級裁判所の判断では、例えば、集合住宅の私道について *Collins* の判示は当てはまらないとされる²⁰⁾など、*Collins* の射程については争いがある。自動車の例外によって捜査機関が無令状で立ち入ることができる範囲に関しては、今後の動向を見守っていく必要がある。

20) *United States v. Shaffers*, 2018 WL 3141825 (2018). この事件では、集合住宅の私道に駐車されていた自動車の無令状捜索が問題とされた。裁判所は、①集合住宅の私道は集合住宅の住人で共有されていたこと、②問題となった私道は住居内の活動が拡張して行われる領域ではないこと、等を理由に、*Collins* は当てはまらないと判断している。